

1	施工計画書「その他」の記述内容について
質 問	「特記仕様書に記述のある諸条件について」 特記仕様書(別表を含む)に示す条件への対応(回答)をすべての項目において、施工計画書に記述する必要はあるか。
回 答	不要です。 特記仕様書(別表を含む)に示す諸条件への対応(回答)については、施工計画書に記述する必要はありません。
<解説>	すべての項目において対応を必要としない場合は、「働き方改革等関連施策 実施協議リスト」で一括して回答することとします。 また、施工条件等により、特記仕様書に示す諸条件に変更がある場合は、照査結果として打合せ簿で提出してください。

2	出来形管理について(平面管理)
質 問	「出来形管理(平面管理)について」 検査時における平面図(縦断図)上の測点間距離の確認を簡素化することはできないか。
回 答	可能です。 検査時に測点間を実測することは、デジタルデータが現場と整合することを確認するためにも必要だと考えます。ただし、現場での測定箇所は必要最小限で良いと考えます。
<解説>	

3	出来形管理基準及び規格値について (法面工全般)
質 問	「法面工の出来形管理について」 法面工の展開図で辺長を全数管理とありますが、かなり多くの管理数となり出来形管理総括表への記入が負担となっている。管理頻度および書類作成の負担軽減は可能か。 現行基準では、200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所となっている。
回 答	出来形管理基準に辺長の全数管理は記載がありません。 県は、国土交通省の出来形管理基準を準拠しています。管理頻度を軽減するためには、県独自の根拠(規格値)を整理する必要があり、早急な負担軽減は困難です。
<解説>	法面展開図の辺長測定は、共通仕様書第1編1-1-19 工事完成図 に規定する工事完成図を作成するためのものであり、出来形管理基準には、法長は40mに1箇所、厚さは200㎡につき1箇所と記載されています。 辺長の全数管理は記載がありませんので、全数の出来形管理総括表への記入は必要ありません。

4	出来形管理基準について
質 問	<u>「出来形管理における「平坦性試験」について」</u> 舗装工事において、施工延長100m以下の場合に「平坦性試験」は必要か。
回 答	不要です。
<解説>	舗装調査・試験法便覧に、「精度の良い測定結果を得るためには100m以上が必要」と記載があります。また、現行の品質管理基準では、「維持工事では省略可」となっており、監督員との協議の上で省略する事は可能と記載があります。 このことから判断して、施工延長100m以下の場合の「平坦性試験」は不要とします。令和7年4月の土木工事共通仕様書 品質管理基準の改定から記載します。

5	写真管理基準について
質 問	<u>「写真管理における黒板誤記の対応について」</u> 小黒板の誤記に対して写真管理ソフトで添え書きを行い、訂正しているにも関わらず検査にて小黒板の誤記を指摘される。添え書き等による訂正は可能か。
回 答	可能です。
<解説>	小黒板誤記の対応については、添え書き等による訂正が可能です。その場合、発注者および検査員は、その行為（誤記訂正）を指摘してはならないとなっています。

6	情報共有システムについて（ファイル形式）
質 問	<u>「情報共有システムについて」</u> 書類の提出にあたって、発注者によってはPDF形式しか受け付けてもらえないことがある。提出するファイル形式は、例えばDocu Works形式など、PDF以外でも可能か。
回 答	可能です。
<解説>	Docu Works形式での提出も可能です。 ただし、発注担当者のPC環境によっては、使用できないファイル形式があるため、受発注者間で事前の協議をお願いします。

7	段階確認書について
質 問	<u>「不可視部箇所における出来形写真管理について」</u> 工事完成後、不可視部となる場合は出来形管理写真は省略できないとなっているが、監督員等が段階確認を実施した場合は出来形写真を省略できないか。
回 答	省略はできません。
<解説>	現状では、監督員等が臨場した場合、実測値等を記入した資料があれば、臨場時の状況写真の撮影・提出は不要となっています。 出来形管理に関しては、完成後測定可能な部分においては、状況がわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は省略することができますが、完成後に不可視部となる部分においては、省略できないこととなっています。 現在の体制で出来形写真を省略した場合、工事完成後に不可視部分を説明する資料がなくなり、確認者（監督員）の負担が大きくなるため、臨場時の実測資料および不可視部分の出来形写真を不要とすることは困難と考えます。

8	材料確認書について
質 問	<u>「工事書類の簡素化における材料確認について」</u> 発注者による材料確認が不要となる場合を周知してもらえないか。
回 答	JISマーク表示品及び過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場のコンクリート二次製品の場合です。
<解説>	JISマーク表示品及び過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場のコンクリート二次製品については、監督員等による材料確認を不要とし、受注者も自主確認（破損やひび割れ、形状確認）で良いとしています。 その他の材料は、臨場確認の有無に関わらず、使用材料の材料確認写真の撮影は必要です。

9	検査の方法等について
質 問	<u>「検査時における、「提出」と定められた工事関係書類以外のものについて」</u> 検査時に、検査員から「定められた書類以外の書類の提示・提出」を求められた場合、対応する必要はあるか。
回 答	不要です。
<解説>	検査において、「定められた書類以外の書類の提示・提出」は求めないこととなっていますので、提示・提出は不要です。

10	工事の検査実施箇所について
質 問	<u>「完成検査の検査会場について」</u> 現在は現場事務所を含む仮設物を撤去して工事完成としているため、現場事務所での完成検査が認められていないが、受発注者の利便性を考慮し、現場事務所で完成検査の実施を認めてもらいたい。
回 答	運用を改善します。
<解説>	後発注工事の進捗や、法律上支障がない場合は、完成検査を現場事務所で行うことを可能とします。 ただし、後発注工事で継続使用するなど、撤去の必要がない場合を除き、完成検査後、すみやかに撤去してください。

11	工程管理について
質 問	<u>「適切な工期延伸手続きについて」</u> 工事を進める中で、現場は当初契約工期においての進捗管理を求められることから、実質不可能な工程をフォローアップして管理している実態がある。適切な工程管理を行う上でも、工期延長手続きの積極的活用を望む。
回 答	周知徹底します。
<解説>	適切な施工・工程管理を実施するためにも適切な時期の工期変更契約は大切だと考えています。 設計変更ガイドラインに基づき、工期延長の事象が発生した場合には、適時・適正に処理を行うよう指導します。

12	設計変更ガイドラインの運用について
質 問	<u>「設計変更について」</u> 設計変更ガイドラインに基づき施工前に変更協議を行ったが、認められなかったケースがある。「設計変更ガイドライン」が受発注者間で十分に理解され、適正に運用されることを望む。
回 答	周知徹底します。 ガイドラインの内容を十分に理解し運用することは、今後の働き方改革へと繋がると考えています。
<解説>	設計変更ガイドラインに基づき、適正に処理を行うよう指導します。

13	トラックの荷台測定について
質 問	<u>「トラック荷台検収(過積載防止対策)について」</u> トラック検収(過積載防止対策)を現場毎に行っている現状がある。過去の検収実績を基に管理したいが、同一車両を使用する場合、過去のデータを活用することは可能か。
回 答	可能です。 トラックの荷台検収を現場毎に行う必要はありません。過去の同一車両のデータを活用し、過積載防止対策を施工計画書に記載することで問題ありません。
<解説>	

14	創意工夫・社会性等に関する実施状況
質 問	<u>「説明資料に記載できる項目数について」</u> 「創意工夫・社会性等に関する実施状況(以下、「説明資料」という)」に記載できる最大項目数10項目について、ICT活用工事実施による工事成績評価における加点措置は含まれるのか。
回 答	含まれません。
<解説>	説明資料は、受注者自ら立案した創意工夫等を評価するために提出してもらう書類のため、発注者が策定した実施要領(ICT活用工事実施要領等)に基づく創意工夫での加点措置は、説明資料に記載できる制限項目数の10項目に含まれません。 ○10項目に含まれない評価対象項目 (左の番号は審査項目運用表「5創意工夫」の「評価対象項目」の番号) ・15 ICT活用工事加点として部分的にICTを活用した工事 ・16 ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事 ・19 (契約後VE対象工事の場合)受注者から宮崎県契約後VE方式実施要領(以下、「要領」という。)に規定するVE提案があり、要領第3条に規定する「提案を求める範囲」に該当することが確認でき、要領第5条第1項の技術審査会の審査に諮った場合。(VE提案の採否は関係なし) ・20 (契約後VE対象工事の場合)上記18の技術審査会の審査を経てVE提案が採用された場合 ・34 その他で加点措置を行うCCUS等